

大田区工事請負指名競争入札参加者指名基準

平成 19 年 1 月 23 日決定
経経発第 118 号
区 長 決 定
改正平成 19 年 1 月 23 日
改正平成 23 年 4 月 1 日
改正平成 26 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、大田区契約事務規則（昭和 39 年 4 月 1 日大田区規則第 18 号。以下「規則」という。）第 35 条及び第 37 条の規定に基づき大田区が施工する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「競争入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 規則第 4 条第 1 項による契約担当者をいう。
- (2) 等級格付工事 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の等級に区分する工事をいう。
- (3) 順位格付工事 電子調達サービスの順位のみで区分する工事をいう。
- (4) 区内業者 区内に本社又は本店を有する者をいう。
- (5) 準区内業者 大田区における競争入札参加に係る準区内業者の認定基準（平成 24 年 7 月 30 日区長決定）により認定を受けた区内に支社又は支店を有する者をいう。
- (6) 区外業者 前 2 号以外の業者をいう。

(指名の判断事項)

第 3 条 契約担当者は、次の各号を総合的に考慮して、指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 大田区における指名及び契約の実績
- (3) 官公庁等工事の実績の有無
- (4) 既発注工事の施工状況
- (5) 発注工事における地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注工事施工についての技術的適性
- (7) 発注工事の内容に適した専門性
- (8) 施工中の既発注工事の進捗状況
- (9) 工事成績評定による評定結果

(指名方法)

第4条 契約担当者は、発注工事の規模及び難易度に応じ、次の各号に掲げる工事について、当該各号に定める者のうちから指名を行う。

- (1) 等級格付工事 当該等級に属する者
- (2) 順位格付工事 発注工事の予定価格に応じて、順位がおおむね上位、中位又は下位にある者

2 契約担当者は、前項の規定により競争入札参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 区内業者
- (2) 準区内業者
- (3) 工事参加希望票を提出した者又は下見積書を提出した者
- (4) 発注工事が初回工事を行った元請施工者又は前回工事の施工者
- (5) 既発注工事の施行成績が優秀な者（工事成績評定70点以上のもの）
- (6) 発注工事施工場所付近に本社を有する者
(直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名)

第5条 契約担当者は、特に必要があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

(上位等級に属する者の指名)

第6条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 発注工事が特に緊急を要する工事
- (2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。
- (3) 指名業者数が十分確保ができない場合
- (4) 発注条件及び施工内容等を同じくする工事を地域別に発注することが必要と認められる場合
(区外業者の指名)

第7条 契約担当者は、次のいずれかに該当する場合は、区外業者を指名又は選定することができる。

- (1) 発注工事の規模が特に大きい場合で、高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。
- (2) その他競争入札参加者が少ない等、競争入札の厳正かつ公平な執行が困難な場合
(指名の制限)

第8条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 次のいずれかに該当する工事履行実績が良好でない者又は不誠実な行為がある者
ア 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年12月19日付25総経発第11201号）に基づく指名停止期間中である者

イ 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 2 月 4 日付 22 経経発第 11181 号）第 3 条第 1 項に基づく排除措置期間中である者

ウ 施工体制、現場管理、工程管理、施工管理等において、良好な成績を示さなかった者（具体的かつ確実な改善策が実行できると認められる者を除く。）

エ 大田区が発注する工事請負契約に関して、下請け契約関係が不適切であることが明確である者

オ アからエまでに掲げるもののほか、法令を遵守しないなどの不適切又は不誠実な行為がある者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 同一の発注工事において事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員

(4) 事前に公表する参加条件を満たさない者

(5) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不相当と認められる者

(指名業者数)

第 9 条 指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名業者数を同表に掲げる業者数未満とすることができる。

(1) 高度の技術を要する工事

(2) 大田区以外の地域で施工される工事

(3) 前 2 号のほか、工事の性質又は目的により同表の右欄に掲げる業者数を指名することができない工事

付 則

この基準は、決定の日から施行する。